平成２４年（再イ）第１２８号

神奈川県大和市深見西１丁目１番17―105号

再生債務者　土屋　善司

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１２９号

神奈川県大和市深見西１丁目１番17―105号

再生債務者　土屋　彰彦

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１４５号

横浜市磯子区汐見台３丁目４番地５　3403棟334号

再生債務者　田中　哲雄

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１０号

鹿児島県霧島市溝辺町麓1996番地12

再生債務者　阿部　竹光

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第13号

平成24年９月30日に執行する仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

また、宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者がいないことから、投票を行わないので、同令第26条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年９月 21 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支機構	横浜市中区本町六丁目50番地１
佐藤　博之	仙台市太白区八本松二丁目３番53号
有限会社アサマ	仙台市太白区長町五丁目１番16号
株式会社畑惣商店	仙台市太白区長町三丁目９番１号
佐藤　久吉	仙台市太白区郡山二丁目２番72号
合資会社伊勢商店	仙台市若林区南材木町３番地
㈱トヨタウッドユーホーム株式会社	宇都宮市一ノ沢町256番地７
庄子　誠喜	仙台市太白区あすと長町三丁目10番18号
有限会社有業	仙台市青葉区花壇５番36号

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第14号

平成24年９月30日に執行する仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年９月 21 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　仙台弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　浅野　公道

登録番号　11792

事 務 所　宮城県仙台市青葉区国分町３―４―５クライスビル６階

浅野公道綜合法律事務所

3　処分の内容　業務停止２月

4　処分が効力を生じた年月日

平成24年８月23日

平成 24 年８月 31 日　日本弁護士連合会

公示送達

佐藤美幸氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び懲紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年９月21日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第27号から同第30号までの異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年９月 21 日　日本弁護士連合会

公示送達

今野仁善氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び懲紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年９月21日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第32号から同第34号及び同第36号から同第40号までの異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年９月 21 日　日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年八月二十四日　日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（偏在対策拠点事務所災害等特別援助金）

第五条の二　本会は、第三条第一項の規定により行った援助金の給付に係る偏在対策拠点事務所につき、当該援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会の申請があった場合において、大規模災害その他やむを得ない事由により特別の援助をすることが必要であると認めるときは、理事会の決議により、金額、使途、方法その他必要な事項を定めて、援助金（以下「偏在対策拠点事務所災害等特別援助金」という。）を給付することができる。

2　偏在対策拠点事務所災害等特別援助金は、一つの偏在対策拠点事務所につき千万円を上限とし、返還を要しない。